

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

Japan World 株式会社が管理する JW Ocean Avenue Japan 株式会社の依頼を受け JWORLD 株式会社が JW Ocean Avenue Japan 株式会社が主宰する会員組織の会員活動を支援する意義を持つ、太古の甕細胞浴サロンを全国に展開する事業を展開しています。

そのサロン展開の新規事業に参画しサロン運営をするために JWORLD 株式会社（以下「当社」という）と買主（以下「運営者」という）は、下記記載の内容で太古の甕の売買契約とその支援等に関する契約を締結することとする。

第1条（目的）

本サロン展開は JW Ocean Avenue Japan 株式会社が主宰する会員組織と同社が運営するインターネット通販を側面から応援支援し、顧客から新規会員そして活発に活動する会員のコミュニケーションを充実させ情報共有を促し、また、情報の深透を充実させ健全な会員活動を支える地方の拠点としてサロンを全国に展開し運営することを目的としています。

第2条（定義）

第1項 本規約は、当社と運営者との権利義務関係を定めることとする。

第2項 サロンの経営および方針の決定および権限は従来通り個々のサロン経営者に帰属し、当社は運営の支援を行いません。

第3項 本規約とは別に、個別の定めがある場合には、個別契約の規定が本規約に優先するものとします。

第3条（商品明細）

第1項 主力商品

商品名	個数	合計(税込)
太古の甕	1	2,000,000

第2項 初期キット（運営者のみ）

別紙参照

- ・初期キット合計 800,000 円（税込）
- ・主力商品と初期キット合計 2,800,000 円（税込）

第3項

初期キットの内容および商品等は、時代の変遷および社会状況により変更される場合があることを承諾していただきます。

第4条（保証）

第1項 主力商品（太古の甕）については、設置日から翌年同日までの期間を無料保証期間とし、この期間を超えた場合は有償となります。

第2項 初期キットについても第1項と同様とします。

第3項 保証およびメンテナンス等は当社が担うものとします。

第5条（適用除外）

天災地変、法令の制定改廃、業務委託先の業務停止その他の不可抗力または、これに準ずる当社の責めに帰し得ない事由によって本売買契約の履行が不可能となった場合、運営者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし、運営者はこれに同意していただきます。

第6条（サロン開業に関する支払方法）

第1項 太古の甕と初期キットを予約販売による方法で別紙「太古の甕売買契約書」締結することをもって申し込みをいたします。

第2項 当社は、この申込書に対して受注発注で太古の甕を手配します。そのため、支払方法については、特約がない場合は原則2回払いでお願いしています。

第3項 1回目の支払いは、予約申込書（サロン事業参加者募集要項2枚目）の提出（FAX可）時に予約時半金を振込んでいただきます。

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

第4項 太古の甕設置日から1週間以内に2回目の支払いを実行していただきます。

第5項 予約時申込書提出時の全額支払いについては、この限りはありません。

第6項 権利の移転

太古の甕の設置日をもって、所有権および管理責任等すべての責任が運営者に移譲されます。

第7条（納品までの流れ）

第1項 当社による、予約申込書の提出と支払いが確認されると、以下の書面が運営者に送付されます。

- 1) 太古の甕売買契約書
- 2) 太古の甕売買契約およびサロン事業運営規約
- 3) 太古の甕設置予定図

第2項 運営者による設置予定図（前項3）書面）の作成と提出

- 1) サロン事業参加者募集要項2枚目に記載の注意点を十分に確認して作成いただきます。
- 2) 1)で作成した書面を当社に提出していただきます。

第3項 当社は、運営者から提出された設置予定図の内容を確認し、納品予定日を連絡いたします。ただし、記載内容に疑問がある場合は、現場確認もあることを了承していただきます。

第8条（経営もしくは運営および支援）

第1項 第2条第2項に記載の通りです。

- 1) サロンの経営権は運営者に帰属しているため、従来通りの経営もしくは営業・営業努力を行ないながら弊社のサロンとして、営業ツールが増えたとの認識となります。
そのため販売する商品の選択はサロンの運営者にお任せいたします。
- 2) 太古の甕が設置され、サロンの運営者に権利が委譲されたのちは、当社はサロン運営支援に徹します。
よって、従来のサロン運営上施術等顧客対応および対応中における保険等の対応はサロンの経営権を保有する運営者に帰属されます。

第2項 支援の種類

- 1) 事業説明会開催のための認定講師の派遣
- 2) 集客用商品の供給および販促品の提供
- 3) JW活動における情報の提供
- 4) 共通チケットの運用

第3項 サロン運営者の権利義務

会員活動を支援するためのサロン運営が可能で、そのサロン運営以外に以下の事項を可能とします。

- 1) サロン運営者の勧誘
- 2) 太古の甕の販売および細胞浴の対応
- 3) 販売価格における分類
 - a サロン運営者として（価格¥2,800,000円）
 - b サロン運営者が2台目以降として購入する場合（価格¥1,500,000円）
 - c サロン開業以外の太古の甕の販売（一般への販売）（価格¥2,000,000円）
- 4) 新規の会員登録および情報提供
- 5) 再購入の代行を有料（@1件あたり500円）で行なう等、その他の会員サービス等
- 6) 運営者の義務
 - a 来訪する会員へ正しい情報を伝達すること。
 - b サロンの運営者自身が JW Ocean Avenue Japan のアクティブ会員であること。

第4項 各サロンにおいては、JW Ocean Avenue Japan が運営するインターネット通販サイトに出品することができます。

なお、この場合、初年度の出店料は免除されますが、他の出店者と同様に規約への同意が必要となり、規約に準じる対応となります。

第5項 前2項においては、専用申込書を使用して申し込みをするものとし、当社は特段の理由がない限り、1週間以内に当該商品を発送するものとします。

第9条（実績に対する各手数料）

（表①）「直紹介手数料」

販売実績	直紹介者（1段目）	上位直紹介者（2段目）	上位直紹介者（3段目）
------	-----------	-------------	-------------

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

甕設置完了	20 万円	10 万円	5 万円
-------	-------	-------	------

(表②)「購入手数料」

太古の甕 (2 台目以降)
1 台につき 10 万円

(表③)「新規会員手数料」

新規登録実績件数
1 ポジションにつき 2,000 円

(表④)「取次手数料」

サロン開業以外
1 台につき 50 万円

- 第1項 サロン事業運営者の勧誘実績は、JW Ocean Avenue Japan の会員組織の直接の紹介系列を基準に、サロンの直紹介系列を上位に3段階までさかのぼり（表①）に従い直紹介手数料を計上します。
- 第2項 太古の甕の購入実績は、2 台目以降の「太古の甕」購入に対し、購入手数料は購入したサロン運営者自身に 10 万円の手数を計上します。
- 第3項 JW Ocean Avenue Japan の会員組織へ新規登録された実績について、当該会員の系列を上位へ遡り、貴サロンを経由する新規会員データ 1 件につき ¥2,000 円を新規会員手数料として計上します。
- 第4項 貴サロンにて、勧誘活動中に、【サロンは開業しないが太古の甕がほしい】という方へ太古の甕の一般販売も可能です。販売価格は 1 台につき税金込みで ¥2,000,000 円として、一般販売の実績を出したサロンに対して、¥500,000 円の取次手数料を計上します。
- 第5項 各手数料の締めと支払いについて、

① (表①) (表②) と (表④) においては、売買契約に従い、太古の甕の購入代金の支払いが完了した月の月末で締めて、翌月末に振込により支払います。

ただし、振込手数料は運営サロンの負担とします。

なお、振込当日が金融機関の休業日だった場合は、翌営業日の振込になることを了承していただきます。

② (表③) においては、

1) 申請が必要です。申請に基づきクーリングオフ期間終了時にカウントいたします。

2) JW Ocean Avenue Japan の新規会員登録月度の 2 か月後の月の最終木曜日に振込によって支払います。

この時の振込手数料は、サロンの負担とし振込日が金融機関の休業日だった場合は、翌営業日の振込になることを了承していただきます。

3) 申請のない当該新規会員登録データにおいては、手数料の目的から、当該期間として請求のないものは支払いできません。

また、当該期間を超えたものは手数料の支払い対象にもなりません。

そのため、きちんとグループを把握し拡大を図ってください。

③ (表①) (表②) (表③) (表④) とともに、将来にわたり、当該会員に解約問題が発生し、入会契約および初回商品購入契約が解除もしくは解約となった場合は、次の支払いから当該会員分が相殺されることも了承していただきます。

また、相殺の結果、負の金額が過剰となった場合、補えるまでの間支払いは停止されます。

なお、新規会員登録の実績における手数料は、最初のサロンに計上され、その上位サロンには計上されません。

④ 「サロン限定販促品【仕入れ】申込書」の取り扱いについて

サロンは、本申込により弊社より販促品を仕入れることができます。

その中で、スマートミラーの取次においては、販売促進費の支払いがあります。請求により、月末で締めて翌月末に支払います。

第6項 共通チケットの扱い、

① 共通チケット

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

- 1) 1セット10枚で、上代16,500円税込みで販売しており50BVが付与されています。
 - 2) 貴サロンには、1枚につき@700円(税込み)の利益が見込めます。
 - ②貴サロンにおいて「細胞浴に入るための共通チケット必要枚数」を申告していただきます。
当社は、これをホームページに掲載いたします。
 - ③共通チケットを持参した来訪者には、貴サロンの細胞浴必要枚数を伝え受領してください。
 - 1) 共通チケット必要枚数を受領し細胞浴の施術を行なってください。
 - 2) 共通チケットの半券を不備なく記入し、専用用紙に貼付し請求書とともに、翌月20日までに当社に提出していただきます。
 - 3) 2)の当該請求分は、振込手数料サロン運営者負担で月末に振込によって支払います。
- 第7項 各手数料振込の条件は、運営者が JW Ocean Avenue Japan のアクティブ会員であることとします。

第10条 (禁止行為)

- 第1項 運営者は、善意の管理により当該サロンを運営し、以下のいずれかに該当する行為を厳に禁止します。
- ① JW Ocean Avenue Japan 株式会社が主宰する会員組織または会員の個人情報その他第三者の知的財産権、肖像権、著作権、プライバシーの権利、名誉その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含む）。
 - ② サロンの運営者が変更になった場合、その運営者の変更を事前に当社に通知し承認を得ない行為。
 - ③ 来訪者に対して、下記記載の行為は厳禁とします。
 - 1) 他のネットワークビジネス等の情報を提供するもしくは勧誘する行為。
 - 2) 中古品、偽造品、盗難品その他第三者の権利を侵害していると疑われるものを販売する行為。
 - 3) 当社もしくは本来のサービスの運営を妨害する恐れのある行為、誹謗中傷、風評を流布する行為。
 - 4) その他、当社が不適切と判断する行為。
 - 5) 当該サロンにて、商品等販売をするに際して、薬機法、特商法、景表法、割賦販売法など、管理監督する関連諸法令を遵守しない行為。
 - 6) 本規約と JW Ocean Avenue Japan 株式会社の主宰する会員組織とは全く別の契約行為であると理解しない、または、これを混同する行為。
- 第2項 来訪者より入手したもしくは来訪者とトラブルになった等、当社に関する悪しき情報やご指摘の内容を当社に報告しない行為。
- 第3項 運営者は書面による当社の許可なく当社から提供された会員情報または個人情報を含め第12条第1項に該当する情報を手段を問わず漏洩する行為。
- 第4項 連絡の取れない状態を厳に禁止します。
運営者は当社からの連絡に対して迅速に対応していただく必要があります。
来訪者に対して不利益となる事象が発生した場合等、連絡が取れないと当社が判断した場合、問題が解決するまでの間、支援を停止することがあります。常に連絡をとれる状態を確保してください。
- 第5項 サロンの運営において、当社への事前の許可を得る前に営業を停止する行為。もしくは、事前の許可なく閉店する行為を禁止します。

第11条 (運営支援の取消および解除)

- 第1項 当社は運営者が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知または催告することなしに、当該運営者のサロンへの支援を一時停止し、また、運営者としての権限の取消もしくは本契約を解約することができますものとしします。
- ① 第10条の禁止行為に該当する違反行為を確認した場合。
 - ② 故意、または手段の如何を問わず当社または本規約もしくはグループ企業の運営を妨害した場合。
 - ③ 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれに準ずる手続等開始の申し立てが確認できた場合。
 - ④ 自ら振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合。
 - ⑤ 仮差押、差押、仮処分、強制執行または競売の申し立てがあった場合。
 - ⑥ 租税公課の滞納処分を受けた場合。
 - ⑦ 死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - ⑧ その他、当社との信頼を失墜し本委託販売の継続が困難であると判断した場合。
- 第2項 本条に基づき、運営者に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- 第3項 運営者は、所定の方法で当社に通知することにより、サロンの運営を取り消すことができます。

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

第12条（秘密保持）

第1項 本規約において「秘密情報」とは、太古の甕売買およびサロン事業運営規約、またはサロンでのサービスに関連して、運営者が当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供・開示されたまたは知り得た、当社の技術、購入者、営業、業務、財務、組織、会員、個人その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の場合には秘密情報から除外するものとします。

①当社から提供もしくは開示がなされた、または知得したときに、既に一般に公知となっていたまたは既に知得していたもの。

②当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰し得ない事由により刊行物その他により公知となったもの。

③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの。

④秘密情報によることなく単独で開発したもの。

⑤当社から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの。

第2項 運営者は、秘密情報を本サロン事業運営の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに、第三者に当社の秘密情報の提供、開示または漏洩を行わないものとします。

ただし、裁判所または政府機関の命令、要求または要請があった場合を除きます。

また、当該命令、要求または要請があった場合、運営者は速やかにその旨を当社に通知することを義務とし、必要な範囲のみ開示するものとします。

第3項 運営者は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、当社に対して書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行なうものとします。

第4項 運営者は、当社から求められた場合には、いつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびにこれを記載した書面、その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄する義務およびその証を提出する義務を負います。

第13条（個人情報の取扱い）

第1項 当社による運営者の個人情報の取扱いについては、JW Ocean Avenue Japan 株式会社の個人情報保護ポリシー（http://www.jwoashop.jp/show_privacy）の定めによるものとし、運営者はこの個人情報保護ポリシーに従って当社が運営者の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第2項 当社は、運営者が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形式での統計的な情報として、当社の判断で利用および公開できるものとします。

第14条（規約の変更）

当社は、運営者に対し何ら通知することなく法律の改正、社会情勢、その他の事情により本規約（弊社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます）を変更できるものとし、変更、または追加した最新規約を有効なものとするに同意していただきます。

第15条（紛争処理及び損害賠償）

第1項 サロン運営もしくは太古の甕にて細胞浴を行ない、または本規約に係る商品もしくは商行為において、第三者から権利主張、異議申立、苦情、損害賠償請求等があった場合には、即刻当社に連絡し運営者とともに協力してこれに対応していただきます。

第2項 前項に絡め訴訟問題等発生した場合には、弁護士費用を含め、当社と協議のうえ、負担割合を決定させていただきます。前項に絡まない場合は、当該運営者の責任と費用でこれに対応し負担していただきます。

第16条（裁判管轄）

運営者と当社との協議にもかかわらず、本委託販売に関する理解の相違により生じた紛争について、裁判により解決を図ることになった場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただきます。

第17条（適用範囲）

本規約は、サロン運営者すべてに対して適用するものとし、いずれの運営者に対しても区別しないものとします。

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

付則 本規約は2018年08月01日より実施いたします。

改定 2018年09月05日 (第8条第4項の追加)

改定 2019年04月01日 (第9条、第17条の追加)

改定 2019年07月01日 (第8条、第9条に追加)

改定 2019年01月16日 (第9条の改定)

改定 2020年4月15日 (第9条に追加)

太古の甕売買およびサロン事業運営規約

第3条 第2項別紙（足の湯の在庫が無くなるまで）

商品名	個数	合計(税込)
足の湯	1	100,000
スマートミラー	1	298,000
還元君	50	275,000
カッサセット	2	75,900
水の精（原液）	2	44,000
説明書及び広告一式	一式	8,100
初期キット合計		800,000